

トレンド提言 ～2018年を展望する～

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

「平和は人類最高の理想である」（ゲーテ）

年の初めにあたり内外情勢の展開について考えてみたい。

1. 国際関係の変遷、概観 — 冷戦時代の終焉から30年 —

ブッシュ米大統領とゴルバチョフソ連最高会議議長が、地中海のマルタ島で「東西冷戦の終結」「新時代の到来」を宣言したのは1989年（平成元年）12月22日だった。あれから30年を経過する。冷戦は終結しただろうか。新時代の到来はどのような動きとなっているか、年の始めに考えてみたい。今さら言うのもどうかとは思いますが、世界を「東西」に分けたのは第2次世界大戦末期の戦勝国（米国とソ連）の世界支配の謀略「ルール」が発端だろう。（ヤルタ会談）

つまり、「自由主義体制志向」と「社会主義体制志向」というイデオロギーの対立であった。この対立は米ソ間においては、ソ連の崩壊もあり現状では直接的な軍事力行使というパターンでは見られないが、NATOの存在、シリア紛争における米口の対立、イラクの分断などにその残滓が見られる。そしてアジアでは中国の経済的軍事的な大国化による「覇権主義」的動向、さらに北朝鮮の核保有化など紛争や戦火の兆しが絶えない。

総じて言えば「新時代の到来」とは米ソ（口）の対立を潜在的に残しながら米国発の新自由主義のグローバル化により世界は複雑に多極化に向かっていると解される。人類のめざす民主主義の^{みちのり}道程は、なお遠く見えてこない。

2. アジアの情勢と日本の課題

(1) 北朝鮮の動向にどう向き合うか

北朝鮮に対する最大の国際的関心事は核ミサイル開発問題だ。国連は幾度も開発・実験の中止を決議してきた。北朝鮮はこれに反して2017年だけでも7回の実験を重ね、11月末にはICBM「火星15型」を全米を射程に発射。日本の排他的経済水域に落下した。(4500km。推定射程範囲1万3000km)そして「核戦力完成」祝賀大会を盛大に催した。

ICBMとは射程が5500キロメートル以上ある長距離弾道ミサイルを指す。東西冷戦下で生まれた概念で、米国の北東部から北極海を越えて旧ソ連（現ロシア）に届くまでの距離が約5500キロメートルだったことにちなむ。核弾頭を搭載すれば遠く離れた国への核攻撃も可能になる。防衛省によると現在、米国やロシア、中国が保有している。（後記表参照）

- ・トランプ米大統領は金正恩委員長に対して「彼は病んだ犬」「小さなロケットマン」などと揶揄している。
- ・北朝鮮が国際世論に抗して何故に核保有にこだわり、ミサイル発射を続けるのか。その真意は不明だが、伝えられる情報では次のことがあげられる。

・米国はかつてイラクのフセイン、リビアのカダフィが大量殺戮兵器、核保有をしているとして一方的に攻撃をし、国を壊滅させた。（実際には保有していなかった）米国の支配を受けないためには核保有が必要。

・狙いは米国。ワシントンに射程可能な核ミサイル開発が必要。

・三代にわたる金体制を国際社会に認めさせること。

- ・核戦争はいずれの国の開戦であれ、瞬時に数百万の生命が失われ、国土が破壊されるのは承知のはずだ。しかも開発には莫大な費用を要する。北朝鮮の国民生活は深刻だという。核は今や使えない。時代遅れの代物なのだ。いよいよ核保有をめざす理由は理解に苦しむことになる。

(2) 各国の対応はどうか

各国に共通しているのは朝鮮半島に戦火を起こしてはならない。北朝鮮は核ミサイル開発を止めるということだ。だが、そのスタンスにはいくつかのものがある。

- ・米国トランプ大統領は北朝鮮との経済交易はじめ、全ての交流を断絶せよと各国に呼びかけている。米韓合同軍事演習もかつてない力の入れようだ。米原子力空母を3隻も朝鮮近海に派遣している。

こうした一連の動きは相手にとっては軍事的挑発行動という口実となる。いわば話し合い路線を断念した軍事路線といえる。

米国内では話し合い路線、あるいは核保有容認論もあるという。

- ・日本はトランプ路線を全面的に支持するとしている。

その背景には朝鮮国連軍の後方司令部が東京横田基地にあることを忘れて

はなるまい。(1950年6月25日の朝鮮戦争勃発に伴い「武力攻撃を撃退し、かつこの地域における国際の平和と安全を回復する」(国連安保理決議第83・84条)

加えて日本は米国と同盟関係にあり、朝鮮国連軍と地位協定を結んでいる。

このことは、北朝鮮の攻撃対象となり得ると言える。つまり、もし米朝戦争が始まれば(あってはならないことだが)日本は米国と一心同体なのだから標的とされることを心しておかなければなるまい。これでよいのだろうか。

- ・韓国は米国と軍事同盟をもち、合同演習も実施している。
だが一方で一定の経済交流、援助も継続しており、韓国民の根底には対話路線を望む声が強いとみられる。
- ・中国は朝鮮戦争以来北朝鮮と密接な関係を維持してきた。北朝鮮の貿易はその90%を中国に依存しているといわれている。昨年11月のトランプ訪中では中国に対して北朝鮮との交易、人事往来の大幅制限を求めている。
冬期に原油供給が削減、あるいはストップされることになれば北朝鮮国民の生活は深刻になること必至だ。中国の対北朝鮮スタンスはトランプの意向に反して協調路線が基本とみられる。
- ・ロシアのスタンスは米国の圧力路線に応ずることなく経済支援を継続しているようだ。

(3) 平和への道

○大国は率先して核廃止を

「ならず者国家」北朝鮮の核保有を許さずというのが風潮となっている。

ならば1945年広島長崎に原爆を投下した米国は何者なのか。

核使用の愚かさ、悲劇は歴史の教えるところだ。

核をもって核を制すことが出来ないことも理解されている。核保有国は表にみられるとおりだ。1日も早く核廃止の道を進むべきだ。

唯一の被爆国日本はその発信の先頭に立つことが求められている。

米中ロが保有する核弾頭数と主な運搬手段

	米国	ロシア	中国
核弾頭数	約4,500	約4,490	約260
大陸間弾道ミサイル(ICBM)	450基	324基	52基
弾道ミサイル搭載の原子力潜水艦	14隻	13隻	4隻
爆撃機	78機	76機	60機

(注) 2017年版・防衛白書。ICBMは発射装置数

○包囲網戦略は功をもたらすか

孫子の兵法によれば戦いは相手が小さい時は包囲網作戦、大きければ分断作戦ということになる。

現在北朝鮮対策としては米国の提唱による包囲網作戦が推進されている。ちなみに日本は1937年日中戦争の激化の中で国際連盟の再三の中国侵略からの撤退要求に当時の関東軍は耳を貸さず、独伊を除く主要国は日本への経済封鎖、包囲網策をとった。日本は国際連盟を脱退した。最終的には米国の原油供給停止が日本に大きな打撃を与えた。1941年日本の軍国主義は米英に対して宣戦を布告した。今日の北朝鮮をめぐる情勢は日本の1937～41年の動きを想起させるものがある。「窮鼠猫を囓む」こととならぬようにせねばならない。

以下、当時の動きを紹介したい。

【無謀な米英に対する開戦に学ぶ】

・1937年（日中戦争深化）

近衛首相らは「戦況有利」な中で早期講和を説いたが軍部は独走し、中国（中華民国）は米英の支援を受け、戦争は長期化した。

・1940（日独伊三国同盟締結）

海軍の親英米派は同盟に反対されたとされる。

この同盟がなければ米国との対立は進行しなかったのではないかとされている

・1941～（米の在米日本資産凍結、対日石油輸出禁止等）

日本の中国戦線の拡大、さらに南部仏印進駐等に対して、米国は一連の対日経済制裁を強化した。

近衛首相は戦線不拡大派で中国との和平工作を試みるが成らず。

・1941

10/18 東条英機内閣の発足

12/8 対米英開戦

【1941年（昭和16年）の動き】

○陸軍大臣東条英機は「戦陣訓」を示達した。「夫れ戦陣は、大名に基き、皇軍の神髄を發揮し、攻むれば必ず取り、戦えば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる処なり。…」ではじまり、戦場へのぞむ兵士の心得とした。（1月8日）

○内閣情報局は各総合雑誌に執筆禁止者の名簿を内示した。名簿には、左翼はもとより矢内原忠雄・馬場恒吾・清沢洌・田中耕太郎・横田喜三郎・水野広徳らの自由主義者などの名前があがった。（2月26日）

- 国民学校令**が、勅令によって公布された。4月1日～小学校は、国民学校と改称した。(3月1日)
- 治安維持法**が改正されて、現行犯でなく「罪をおかすおそれがある」と警察が判断すれば、あらかじめ拘禁することができる**予防拘禁制**を追加した。(3月10日)
- 企画院調査官であった和田博雄・稲葉秀三・勝間清一・佐多忠隆ら17人は治安維持法違反容疑で検挙された(**企画院事件**)。戦時統制の強化に便乗して国家社会主義的政策の実現をめざし、共産党の目的達成を容易にしたという容疑であった。戦後20年9月に無罪になったが、企画院調査官という公職者だっただけに一般国民に衝撃を与えた。(3月28日)
- 六大都市(東京・大阪・横浜・名古屋・神戸・福岡)で**米穀配給通帳・外食券制**が実施された。基準割当量は1日1人当たり330グラム(2合3勺)と決められた。以後、木炭・酒・砂糖・マッチ・小麦粉・食用油などへ通帳制・切符制が広がり、実施地域もこの年の12月には全国に及んだ。(4月1日)
- 日ソ中立条約**が調印された。4月7日モスクワに着いた松本外相は、ソ連のモロトフ外相とのあいだで日ソ条約の話し合いをはじめた。そのころ、ソ連は6月下旬ごろドイツがソ連を攻撃してくるといいう情報を得ていた。だから日本と条約を結んで東方を安心できる状態にしておく必要があった。一方、松岡外相は「独ソを味方につければ、いかなる米英も、日本との開戦は考えないだろう」と考えていた。こうした双方の思惑の一致から、日ソ中立条約は生まれた。その内容は、①日ソ両国のいずれか一か国が、ほかの国から攻撃を受けた場合、他の一国は中立をまもる。②日ソ両国は平和と友好の関係をもち、お互いに領土を尊重する。③条約の期限は5カ年とし、延長をのぞまないときは満1年まえに通告する。④日本は「モンゴル人民共和国」の、ソ連は「満州国」の、それぞれの領土に対する権利をおかさない。であった。この④項で、ソ連は「満州国」を認めたことになり、中国政府はこれに抗議した。またアメリカは、これにより日本は北方を休止して南方に進出する公算が大きいと判断し軍備を急いだ。(4月13日)
- 駐米野村吉三郎大使とアメリカのハル国務長官とのあいだで**日米交渉**がはじまった。話し合いの土台としてハル国務長官は「すべての国の領土と主権の尊重、内政不干渉、すべての国の平等の原則の尊重、太平洋の現状維持」の**四原則**を示した。野村大使からはつぎのような「**日米諒解案**」が提示された。
 - ①日独伊三国同盟は、攻撃的でなく防衛的なものであると日本が宣言する。
 - ②日中間の協定によって、日本軍が中国から撤兵する。
 - ③中国を併合しない、中国に賠償を求めない。
 - ④蒋介石・汪兆銘両政権の合流をたすける。
 - ⑤中国は満州国を認める。以上の条件を日本が認めて、アメリカはそのもとに中国国民政府と平和あっせんをする。日米間の通商関係を正常にもどす。というものであった。野村大使はアメリカがこの案に賛成だという印象をもち、「日米諒解案」で交渉を進めたいと政府に電報をうった。4月22日、ヨーロッパ大旅行から帰った松岡外相はこの案に強く反対、陸軍指導者の説得にも耳をかさなかった。「日米諒解案」は水に流された。(4月16日)

- 御前会議において「**情勢の推移に伴う帝国国策要綱**」を決定した。これは、6月22日の**独ソ戦開始**という状況の中で、独ソ戦に対しては三国枢軸の精神を基調とするも暫くこれに介入することなく、密かに対ソ武力的準備を整え自主的に対処す。独ソ戦争の推移帝国の為に有利に進展せば、武力を行使しても北方問題を解決し北辺の安全を確保す」とした。この決定をみれば、第二次世界大戦の終末に於いて、ソ連が日ソ中立条約を破って満州に侵入したと一方的にいえないだろう。(7月2日)
- 大本営は**関東軍特別大演習(関特演)**を発動した。2日の御前会議の決定に沿って関特演は、対ソ戦準備のための大演習で、陸軍史上最大の兵力・資材の動員を行い、600機の飛行機と陸軍の精鋭をすぐった16箇師団71万の兵力を満州に集結し、ソ連が対日戦備に少しの間でもみせれば、ただちにソ連領内へ侵入する態勢をととのえた。日ソ中立条約はこれらの推移でほとんど死文化したとっていい。(7月7日)
- アメリカ政府は**在米日本資産の凍結令**を公布し、日本に侵略政策に対する報復手段に出た。26日イギリス、27日オランダもひきつづき日本資産凍結の措置をとった。(7月25日)
- 日本軍は**南部仏印**へと進駐した。日本はフランス政府(祖国の大部分を失いドイツにおさえられていたヴィシー政府)に圧力をかけ、南部仏印を含む全仏印の日本軍による占領を認めさせ、三国同盟にのっとり、去る2日の御前会議の**南進方針**により、南方作戦の基地にすべくこの進駐を行った。(7月28日)
- アメリカは、発動機用燃料・航空機用潤滑油の対日輸出を禁止した。近衛や軍首脳は南部仏印に進駐するだけなら日米関係は悪化しないだろうと考えていたが、この時点においてアメリカは**対日戦争の決意**を固め、この**石油輸出禁止**の措置をとった。(8月1日)
- 豊田貞次郎外相は、野村駐米大使の近衛・ルーズベルト会談の提議を訓令した。しかし、アメリカは、4月以降の日米交渉の不調(⇒4月16日の項参照)をふまえ、日本の態度を明かにすることが先決だと回答してきた。28日、野村大使は近衛首相のメッセージをアメリカ大統領に手交したが、アメリカからは、事前協議が必要だと回答。すでにアメリカは対日戦を決意しており、交渉は軍備の時をかせぐものとなっていた。(8月7日)
- 御前会議で**帝国国策遂行要領**を決定した。「10月上旬頃に至るも尚我要求を貫徹し得る目途なき場合においては直ちに対米英蘭開戦を決意す」という内容であった。(9月6日)
- アメリカは日本に**四原則**(⇒4月16日の項参照)の確認と仏印・中国からの撤兵要求の覚書を手交してきた。(10月2日)
- 国際スパイ容疑で尾崎秀実が検挙された。つづいて10月18日、駐日ドイツ大使館顧問リヒャルト＝ゾルゲらが検挙され(**ゾルゲ事件**)、治安維持法・国防保安法・軍機保護法違反で起訴された。尾崎は東大でマルクス主義思想を学び中国革命に関心をいだいていた。朝日新聞社特派員として昭和3～7年上海に渡り、中国の左翼文化運動に加わりコミンテルンから情報収集のため派遣されたゾルゲを知った。その後、第一次近衛内閣囑託となり、政府のブレインとなって、日本の軍事政策の動向を探知し、ソ連軍のスパイであったゾルゲと共同し情

報をソ連に提供する活動をつづけていた。昭和19年2月7日にゾルゲとともに処刑された。(10月15日)

- 東条英機内閣が成立した。対米関係の悪化にともない、軍部を中心に開戦論が勢いをもってきて、近衛は押さえきれず、辞職の止むなきに至った。(10月18日)
- 帝国国策遂行要領が御前会議で決定した。12月1日までに対米交渉が成功すれば武力発動はしないとされた。(11月5日)
- ハル＝ノートがアメリカ側より提示されたが、日本側はこれを最後通牒と判断した。国務長官ハルの名で出された日米交渉におけるアメリカ側の最終案である。交渉が行き詰まり状態となり、日本側は、暫定的部分的協定案を提案したが「①日本の中国・仏印よりの無条件即時撤退②蒋介石政権以外の中国政権の否認③多角的不可侵条約による日独伊三国同盟の実質的無力化」を骨子とした強硬な回答がなされてきた。これにより、東条内閣は対米開戦に踏み切る決意を固めることになった。(11月26日)
- 御前会議で対米英蘭開戦が決定された。(12月1日)
- 日本軍はハワイ真珠湾を奇襲攻撃した。太平洋戦争が開始された。(12月8日)

この開戦に対しては、天皇は慎重、海軍首脳も消極的、陸軍首脳は積極的だった。

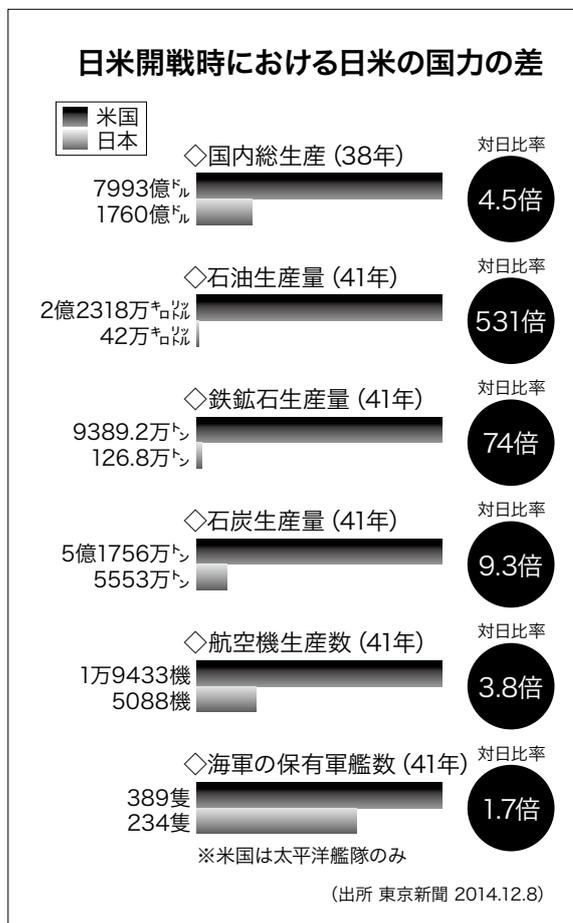
海軍首脳（山本五十六・堀悌吉ら）は、日米間における彼我の力関係を熟知しており、対米戦で勝ち目はないと確信していたとされる。当初から短期決戦で勝機をつかみ講和の条件を有利にしようとしたといわれている。

ちなみに日米開戦時における国力の差をみてみよう。この格差は歴然としており、正に無謀な戦争であったといえる。

だが、この事実は日本国民には全く知らされることはなかったのである。政府、軍部そしてマスコミは国民を欺し続けたのである。

今日の北朝鮮幹部は北朝鮮国民を欺し続けていると言える。

無謀な日米開戦



3. 日中関係

今年の日中間に平和条約が締結（福田^{たけ}起夫内閣）されてから40年という節目の年である。

近年における日中関係を概観すると

- ・政治：日中首脳相互訪問は実現していない。

中国の南シナ海での一連の動向について日本を含むアジア諸国は「覇権主義」への警戒感（中国脅威論）などが背景にあるとみられる。

- ・経済：日中貿易の2011年（3,449.55億ドル）をピークに2016年（2,703.18億ドル）と近年減少傾向。

日中の訪中直接投資（実行額）も2011年63.3億ドル、2016年31.1億ドルと減少している。

本年の政府方針は（1）省エネ・環境協力（2）工業用地の建設や産業の高度化支援（3）アジア～欧米を横断する物流の制度改善（「**一带一路**」戦略）の3分野で協力関係を促進するようだ。

- ・観光：訪日観光客数は年次増加している。

（2015年の訪日外国人は約2000万人、うち中国からは約500万人。2016年は約2400万人、うち中国からは約630万人。）

※出典：国土交通省／日本政府観光局（JNTO）

日本と中国はまさに一衣帯水の問題、両国で基本文書と確認されている、平和友好条約をあらためて紹介したい。

この条約には「**主権及び領土の相互尊重**」「**相互不可侵**」「**内政不干涉**」「**平等互惠、平和共存**」の原則が掲げられている。（第1条）

また、いかなる国の**覇権にも反対**している。（第2条）

両国政府、並びに国民はこの条約をあらためて理解し、実践してほしい。

そして、この文書を基本に各界の相互交流を通じて両国関係を進展させたい。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

1978年8月12日

日本国及び中華人民共和国は、1972年9月29日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもつて回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直
中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

- 1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

- 1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。
 - 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際またはその後いつでもこの条約を終了させることができる。
- 以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

1978年8月12日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書1通を作成した。

日本国のために 園田 直 (署名)
中華人民共和国のために 黄 華 (署名)